

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 17 日

山辺町長 安達 春彦

1 工事概要

- (1) 工事名称：町民総合体育館屋外プール施設改築工事
- (2) 工事場所：山辺町緑ヶ丘 1 番地
- (3) 工事概要：山辺町民プール施設の改築工事
敷地面積：4, 550 m²
改築内容：建築工事（プール改修、プールハウス改修、スライダー改修）
機械設備工事（換気設備、衛生機器設備、給水設備、排水設備、ろ過循環設備）
電気設備工事（幹線設備、電灯設備、情報表示設備、拡声工事、監視カメラ、構内交換設備）
- (4) 工 期：契約効力の発生した日から令和 9 年 3 月 20 日まで
- (5) 予定価格：265, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

2 入札参加者の資格

- (1) 山辺町契約に関する規則（平成 9 年 3 月規則第 5 号。以下「規則」という。）第 24 条第 2 項の規定による建設工事競争入札参加資格者名簿（令和 7・8 年度）（以下「名簿」という。）に登載されている者で、本店所在地が山形県村山地方にある者のうち、山形県令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿における建築一式工事「A」の等級に格付けされた者であること。
- (2) 平成 28 年度以降（過去 10 年間とする）において、対象工事が 1 億円以上の建築一式工事で公共建設工事として完成した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）
- (3) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できる。
 - ア 主任技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - イ 監理技術者にあつては、建築一式工事業に係る「監理技術者資格証」及び「監理技術者講習終了証」を有するものであること。
 - ウ 主任技術者又は監理技術者は、2 (2) に掲げる工事経験を有する者であること。

- (4) 山辺町建設工事一般競争入札（条件付）実施要綱（平成24年告示第72号）第3条各号に掲げるものであること。
- (5) この入札には、特定建設工事共同企業体は参加できない。

3 入札予定日及び場所

- (1) 入札日時：令和8年5月22日（金）10時00分～
- (2) 入札場所：山辺町役場3階 大会議室

4 入札説明書の掲示期間及び交付場所、契約条項を示す場所

- (1) 掲示期間：令和8年4月17日（金）から令和8年5月7日（木）正午まで
※ 入札説明書及び申請書類等は、山辺町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 契約条項：山辺町ホームページ「入札関係様式」で確認すること。

5 申請書類の提出期限及び提出場所

- (1) 申請書類の提出期限：令和8年5月7日（木）正午まで。
- (2) 受付時間：9時から16時（12時から13時を除く）ただし、土・日・祝日を除く。
- (3) 提出場所：東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 山辺町教育課 スポーツ振興係

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金等

山辺町契約に関する規則第6条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額とする。）を付すこと。

7 議会の議決要件

この工事請負の契約締結については、山辺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第18号）第2条の規定により町議会の議決に付さなければならない工事であるため、同議決を得た後、本契約とする。（議決を得るまでの間は仮契約とし、議会で否決されたときは、契約無効とする。）なお、本件落札決定後、議会の議決を得るまでの間に、山辺町競争入札参加資格指名停止要綱（平成19年訓令第4号）に基づき指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。

8 その他

- (1) 本工事の入札については、最低制限価格を設けている。
- (2) 入札参加者は、入札時に工事費内訳書を提出すること。
- (3) この入札公告に記載のない事項については、入札説明書によること。